

大阪市規則第82号

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 条例別表投票所又は共通投票所の投票管理者の項の市規則で定める額は、日額<u>7,500円</u>（1日当たりの職務時間が6時間45分を超える場合にあつては、当該金額に、6時間45分を超えて職務を行った時間数に<u>1,115円</u>を乗じた額を加算した額）とし、同表期日前投票所の投票管理者の項の市規則で定める額は、日額<u>6,600円</u>（1日当たりの職務時間が6時間を超える場合にあつては、当該金額に、6時間を超えて職務を行った時間数に<u>1,113円</u>を乗じた額を加算した額）とし、同表投票所又は共通投票所の投票立会人の項の市規則で定める額は、日額<u>6,400円</u>（1日当たりの立会時間が6時間45分を超える場合にあつては、当該金額に、6時間45分を超えて立会いをした時間数に<u>954円</u>を乗じた額を加算した額）とし、同表期日前投票所の投票立会人の項の市規則で定める額は、日額<u>5,600円</u>（1日当たりの立会時間が6時間を超える場合にあつては、</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 条例別表投票所又は共通投票所の投票管理者の項の市規則で定める額は、日額<u>6,600円</u>（1日当たりの職務時間が6時間45分を超える場合にあつては、当該金額に、6時間45分を超えて職務を行った時間数に<u>985円</u>を乗じた額を加算した額）とし、同表期日前投票所の投票管理者の項の市規則で定める額は、日額<u>5,800円</u>（1日当たりの職務時間が6時間を超える場合にあつては、当該金額に、6時間を超えて職務を行った時間数に<u>983円</u>を乗じた額を加算した額）とし、同表投票所又は共通投票所の投票立会人の項の市規則で定める額は、日額<u>5,600円</u>（1日当たりの立会時間が6時間45分を超える場合にあつては、当該金額に、6時間45分を超えて立会いをした時間数に<u>838円</u>を乗じた額を加算した額）とし、同表期日前投票所の投票立会人の項の市規則で定める額は、日額<u>5,000円</u>（1日当たりの立会時間が6時間を超える場合にあつては、当該</p>

当該金額に、6時間を超えて立会いをした時間数に <u>948円</u> を乗じた額を加算した額)とする。 [2～8 略]	金額に、6時間を超えて立会いをした時間数に <u>835円</u> を乗じた額を加算した額)とする。 [2～8 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。